

事務総局会議（第27回）議事録

日時	平成29年9月26日（火）午前10時00分～午前11時40分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、平木刑事局長、澤村家庭局第一課長、徳岡秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本司法支援センター業務方法書等の変更の認可について 中村総務局長説明（資料第1）</li> <li>2 平成29年秋の勲章受章者の内定について 堀田人事局長説明（資料第2）</li> <li>3 家事事件担当裁判官等協議会の開催について 澤村家庭局第一課長説明（資料第3）</li> <li>4 首席家庭裁判所調査官協議会の開催について 澤村家庭局第一課長説明（資料第4）</li> </ol>
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 裁判官会議付議 1, 2</li> <li>◎ 了承 3, 4</li> </ul>
秘書課長 徳岡	

(平成29.9.26)

日本司法支援センター業務方法書等の変更の認可について

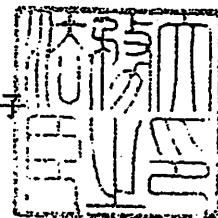
配 布 資 料 目 錄

- 1 法務大臣からの日本司法支援センター業務方法書等の変更の認可に係る求意見書（平成29年8月29日付け法務省司司第407号。ただし、別紙認可申請の添付資料（別添1「業務方法書新旧対照表、業務方法書改正案」及び別添2「法律事務取扱規程新旧対照表、法律事務取扱規程改正案」）は省略した。）
- 2 最高裁判所長官から法務大臣あての回答書（平成29年9月14日付け最高裁総一第1392号）

法務省司司第407号  
平成29年8月29日

最高裁判所長官 寺 田 逸 郎 殿

法務大臣 上 川 陽 子



日本司法支援センター業務方法書等の変更の認可について（求意見）

標記について、日本司法支援センター理事長から総合法律支援法（平成16年法律第74号）第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき別紙のとおり認可申請があったところ、これを認可したいので、同法第34条第3項及び第35条第3項の規定に基づき意見を求める。

司支總第86号  
平成29年8月24日

法務大臣 上川陽子殿

日本司法支援センター  
理事長 宮崎

日本司法支援センター業務方法書等の変更について（認可申請）

総合法律支援法（平成16年法律第74号）第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき、日本司法支援センター業務方法書及び法律事務取扱規程について、別添1及び別添2のとおり変更したいので、認可を申請します。

【添付資料】

別添1 業務方法書新旧対照表

業務方法書改正案

別添2 法律事務取扱規程新旧対照表

法律事務取扱規程改正案

最高裁総一第1392号

平成29年9月14日

法務大臣 上川陽子殿

最高裁判所長官 寺田逸郎

日本司法支援センター業務方法書等の変更の認可について

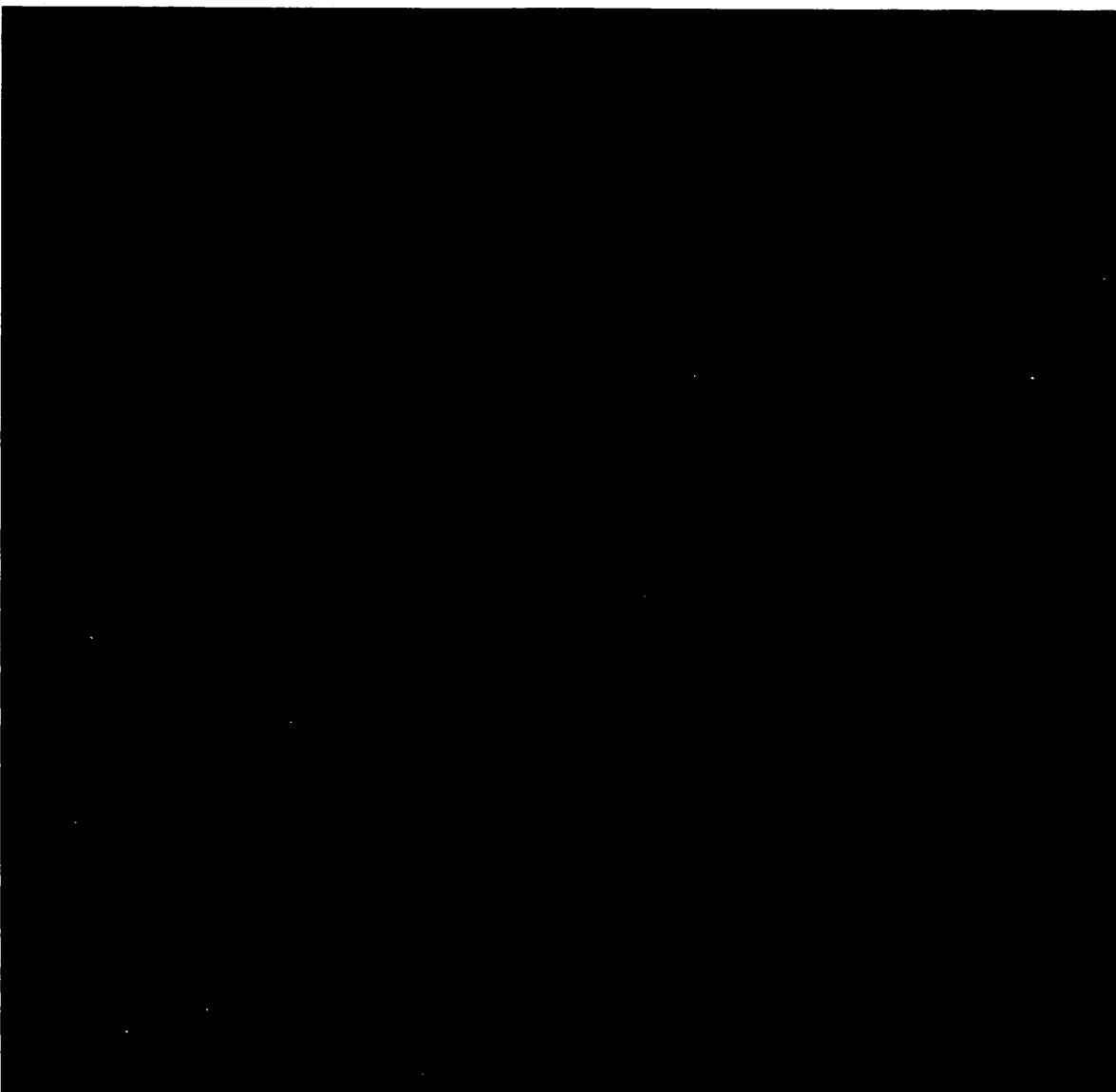
(8月29日付け法務省司司第407号に対する回答)

標記の業務方法書及び法律事務取扱規程の変更の認可について、いずれも意見はありません。

平成29年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

裁判官 18名



平成29年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

簡裁判事 9名



平成29年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

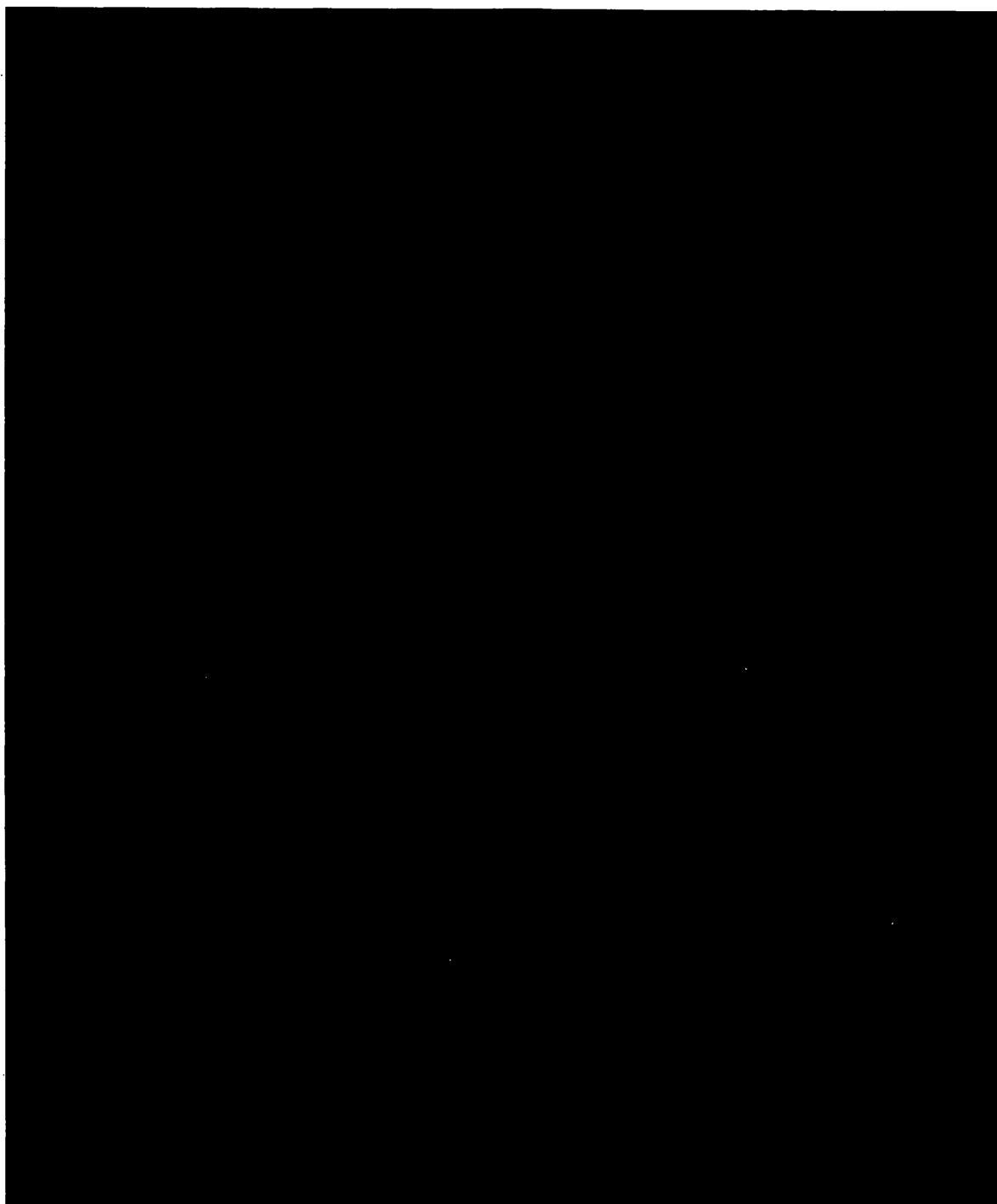
一般職 11名



平成29年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

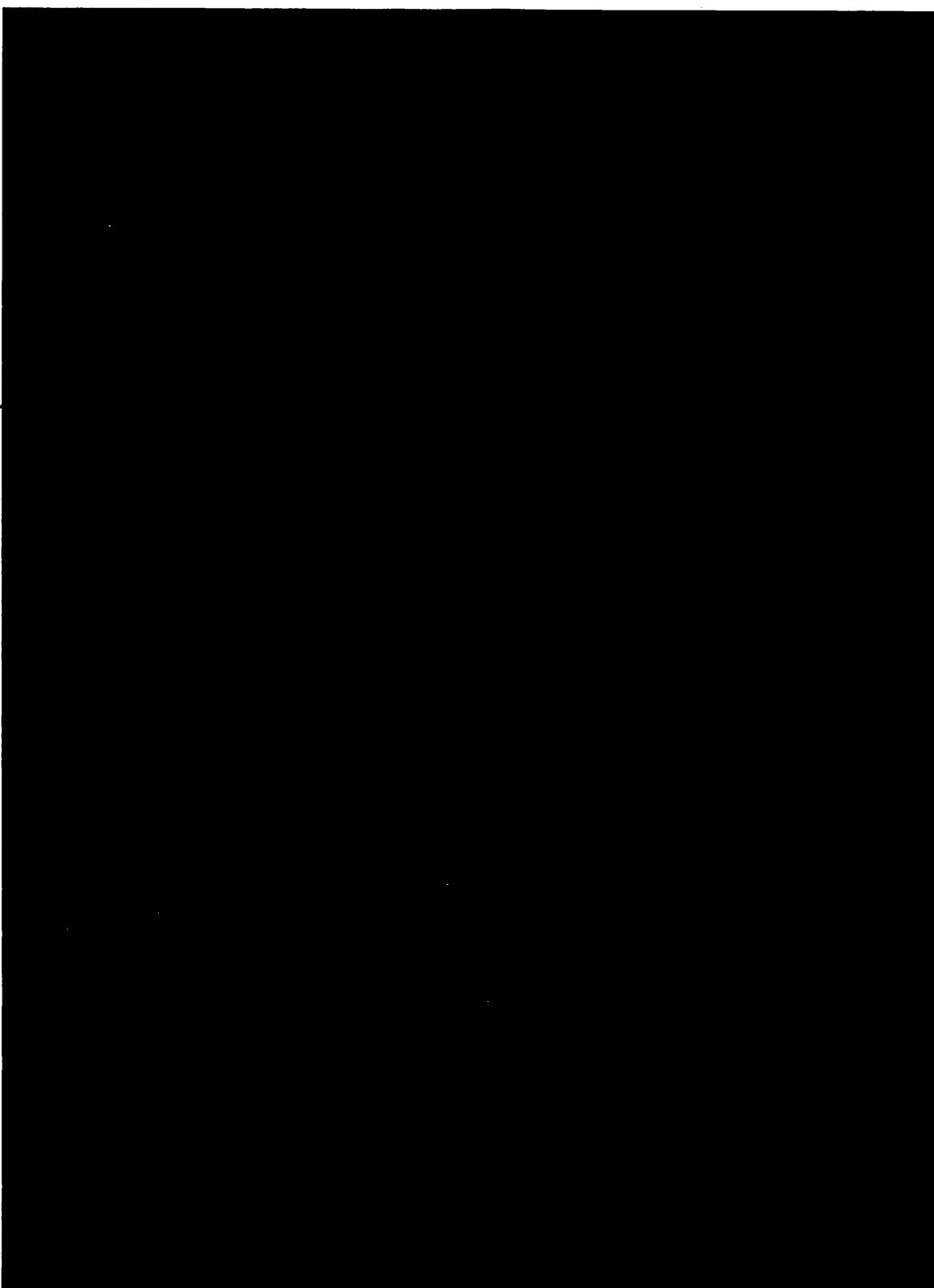
弁護士 22名



平成29年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

調停委員 32名



平成29年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名

総計 92名

(平成29.9.26家二印)

家事事件担当裁判官等協議会の開催について

- 1 主催 (1) 東京, 大阪, 名古屋, 福岡各高等裁判所  
(2) (1)以外の高等裁判所は, 次により共催  
ア 広島, 高松各高等裁判所  
イ 仙台, 札幌各高等裁判所
- 2 期日 平成30年1月及び2月中の1日
- 3 場所 1の(1)については, 各高等裁判所  
1の(2)のアについては, 高松高等裁判所  
1の(2)のイについては, 札幌高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化という観点から取り組むべき調停運営に関する課題  
(2) 後見関係事件の運用上の諸問題
- 5 協議員 各高等裁判所管内の家庭裁判所において家事事件を担当する裁判官, 家庭裁判所調査官及び裁判所書記官

(平29.9.26家三印)

首席家庭裁判所調査官協議会の開催について

1 主 催 次のとおり共催

- (1) 東京, 札幌各高等裁判所
- (2) 大阪, 広島各高等裁判所
- (3) 名古屋, 仙台各高等裁判所
- (4) 福岡, 高松各高等裁判所

2 期 日 平成30年1月又は2月中の1日

3 場 所 1の(1)については、東京高等裁判所

1の(2)については、大阪高等裁判所

1の(3)については、名古屋高等裁判所

1の(4)については、福岡高等裁判所

4 協議事項 家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項

首席家庭裁判所調査官の執務に関し考慮すべき事項

5 協 議 員 各家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官 合計50人